

土着天敵の留意事項について

特定農薬を指定する件(平成15年農林水産省、環境省告示第1号)において、特定農薬として、重曹、食酢及び昆虫綱及びクモ綱に属する動物(人畜に有害な毒素を産生するものを除く。)であって、使用場所と同一の都道府県内で採取された天敵(以下「土着天敵」という。)が指定されている。

このうち、土着天敵については、他の都道府県で使用された場合に自然環境や生態系に対して有害な影響をもたらす可能性が否定できなかったことから、同一の都道府県内で採取されたものに限っていたところである。

また、土着天敵の増殖利用は、土着天敵の利用にあたらぬとして解釈し、行わないよう指導してきたが、土着天敵の増殖利用は、他の都道府県に持ち出され、環境影響を及ぼすことのない限り総合的病害虫雑草管理の有効な手段の一つである。

このため、土着天敵の増殖利用については、下記の事項を遵守する限りにおいては、土着天敵の利用として解釈することとして差し支えないこととし、土着天敵の増殖利用に係る者に対し下記の事項について指導及び監視を行うこととしている。

記

- 1 土着天敵の増殖を行う者は、増殖を行う規模等を記録すること。
- 2 増殖した土着天敵を譲渡する者は、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第8条第1項に基づき、譲渡する者の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ること。
- 3 増殖した土着天敵を譲渡する者は、譲渡先の所在地が同一の都道府県内にあること及び再増殖の規模、再譲渡の有無を確認するとともに、当該天敵を他の都道府県において使用することのないことを確認し、土着天敵を譲渡した年月日、譲渡先及び譲渡量を記録し、少なくとも3年間その帳簿を保存すること。
- 4 増殖した土着天敵を再譲渡する者は、3の増殖した土着天敵を譲渡する者と同等の管理措置をとるとともに、譲渡を受けた年月日、譲受先及び譲受数量を記載し、少なくとも3年間その帳簿を保存すること。
- 5 増殖した土着天敵の譲渡を受け、又は自身が土着天敵を増殖し使用する者は、当該土着天敵を他の都道府県において使用しないこと。なお、その使用に当たっては、使用場所及び使用年月日を記録すること。
- 6 増殖した土着天敵を譲渡する者と譲渡を受ける者は、1から5までの管理措置を確実にするため、増殖した土着天敵の取扱いに関する取決めを締結すること。

7 2の届け出を受けた都道府県は、増殖した土着天敵を譲渡する者及び譲渡先について指導・監視を行うこと。

(参考:「特定農薬(特定防除資材)として指定された天敵の留意事項について」、平成21年3月2日付20消安第11885号・環水大土発第090302001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知)

農業における発生予察事業について

病虫害のまん延は、我が国の農業に重大な損害を与えるおそれがあり、かつ、県境を越えて拡大するため、国と都道府県は協力して病虫害の防除を行い、まん延を防止する必要がある。

このため、都道府県の協力のもとに、病虫害の発生状況、気象、作物の生育状況等の調査を実施し、その後の病虫害の発生を予測し、それに基づく情報を農業関係者に提供する発生予察事業を実施している。

発生予察情報の種類は、発生予報、警報、注意報及び特殊報がある。

1 発生予察事業について

発生予察事業とは

【目的】発生予察については、広域に発生し、急激にまん延して農作物に重大な被害を与える病害虫について、その発生動向等を調査し、防除を要する病害虫や防除対策に関する情報を農業者等に提供することにより、病害虫の防除を効果的かつ効率的に行い、その被害を防止して農業生産の安定と助長を図ることを目的としており、その実現を図るための事業として実施しています。

植物防疫法(一部抜粋)

(定義)

第2条 4 「発生予察事業」とは、有害動物又は有害植物の防除を適時で経済的なものにするため、有害動物又は有害植物の繁殖、気象、農作物の生育等の状況を調査して、農作物についての有害動物又は有害植物による損害の発生を予察し、及びそれに基づく情報を関係者に提供する事業

(指定有害動植物)

第22条 この章及び次章で「指定有害動植物」とは、有害動物又は有害植物であつて、国内における分布が局地的でなく、且つ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。

(国の発生予察事業)

第23条 農林水産大臣は、指定有害動植物について、発生予察事業を行うものとする。

2 都道府県は、農林水産大臣が都道府県の承諾を得て定める計画に従い、前項の発生予察事業に協力しなければならない。

(都道府県の発生予察事業)

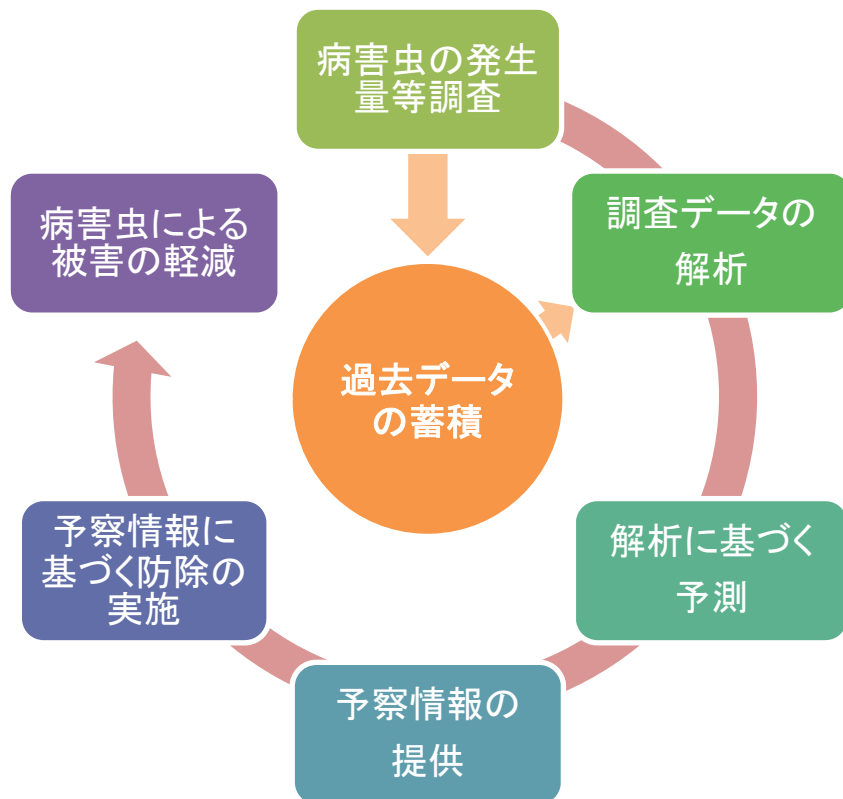
第31条 都道府県は、指定有害動植物以外の有害動物又は有害植物について、発生予察事業を行うものとする。

2 都道府県知事は、農林水産大臣に対し、前項の発生予察事業の内容及び結果を適時に報告しなければならない。

発生予察事業の概要

- 病害虫のまん延は、我が国の農業に重大な損害を与えるおそれがあり、かつ、県境を越えて拡大するため、国と都道府県は協力して病害虫の防除を行い、まん延を防止する必要がある。
- このため、都道府県の協力のもとに、病害虫の発生状況、気象、農作物の生育状況等の調査を実施し、その後の病害虫の発生を予測し、それに基づく情報を農業者等に提供している。

★発生予察事業の流れ



★農業者等に提供する主な内容

- ・今後、発生が多くなると予測される病害虫
- ・病害虫を効率的に防除できる時期

★発生予察の効果等

- ・病害虫の発生動向を捉えた効率的な防除
- ・農薬の過剰散布を避け、費用・労力を低減
(スケジュール散布)
- ・過去の病害虫の発生動向に関するデータは、
 - ①病害虫の生態解明の研究に寄与
 - ②現在の防除対策の策定に寄与

生産者にとって有益な情報が集約

病虫害防除所

- 発生予察事業に必要なデータは、各県に設置された病虫害防除所が県内各地に設置した予察灯やほ場等を調査し収集。県内の病虫害発生を監視する要として存在。
- 一方、防除所職員数は漸減しており、各職員が行う業務の重要性は益々増加。

植物防疫法（一部抜粋）

（病虫害防除所）

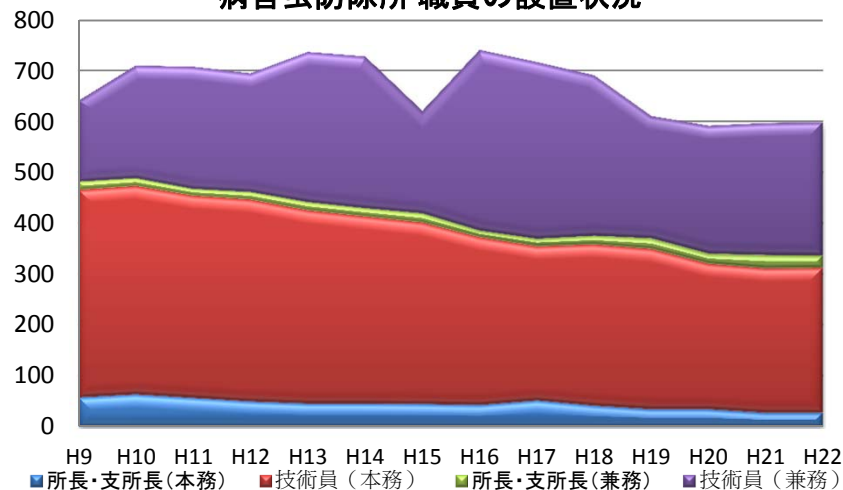
第32条 病虫害防除所は、地方における植物の検疫及び防除に資するため、都道府県が設置する。

4 病虫害防除所は、第1項に規定する目的を達成するため、下に掲げる事務を行う。

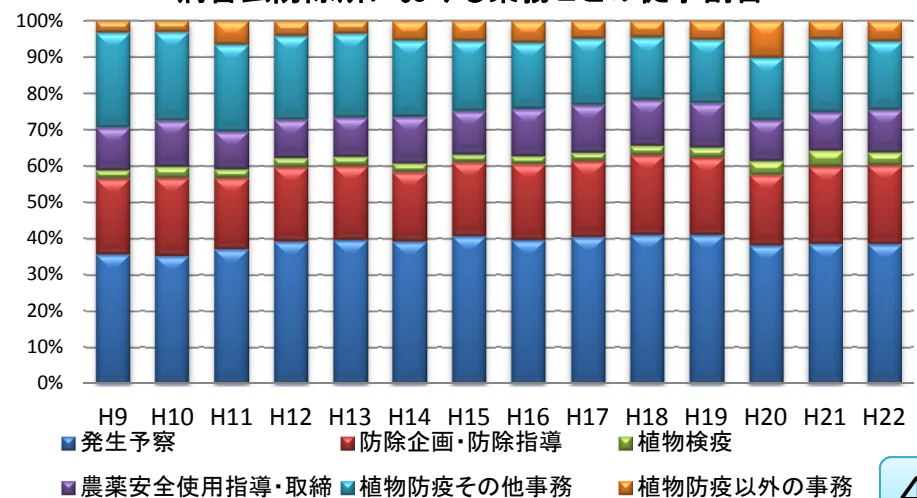
- (1) 植物の検疫に関する事務
- (2) 防除についての企画に関する事務
- (3) 市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務
- (4) 発生予察事業に関する事務
- (5) 防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に関する事務
- (6) その他防除に関し必要な事務

7 この法律による病虫害防除所でないものは、その名称中に「病虫害防除所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

病虫害防除所 職員の設置状況



病虫害防除所における業務ごとの従事割合



2 発生予察情報について

発生予察情報の種類

種類	発表の頻度	内容
予報	概ね月に1回発表	病害虫の発生予測及び防除情報を定期的に発表
警報	都道府県の判断により 適宜発表	重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、 早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に 発表
注意報	都道府県の判断により 適宜発表	警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が 多発することが予測され、かつ、早めに防除措置を 講じる必要が認められる場合に発表
特殊報	都道府県の判断により 適宜発表	新たな病害虫を発見した場合及び重要な病害虫の 発生消長に特異な現象が認められた場合に発表
その他	都道府県の判断により 適宜発表	月報、技術情報など、上記に含まれない情報を発表